

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油
ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案) 等に対する意見公募要領

令和 8 年 7 月 2 2 日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室・ガス安全室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、①高圧ガス製造保安責任者免状等のプラスチックカード化等の交付に係る規定の整備、②引用規格の改正に伴う例示基準として適用可能な地震動の拡大、③容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）における引用規格の改正の反映、④その他運用の適正化等の、制度整備や運用見直しを行うにあたり、有識者・関係業界団体等による議論等の結果を踏まえ、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係省令・通達等の改正等を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

- ・高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（以下「試験則」という。）（昭和41年通商産業省令第54号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「LP則」という。）（平成9年通商産業省令第11号）

○高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程（案）

- ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）
- ・容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

○高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について（案）

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室・ガス安全室

(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館 9 階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 7 月 22 日（水）～令和 8 年 8 月 21 日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室・ガス安全室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-koatsu-gas@meti.go.jp

bzl-lpgas-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する

業務にのみ利用させていただきます。

「高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

